

新型コロナウイルス等感染防止対策ガイドライン

公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、定年退職者等の高齢者（以下、「高齢者」という。）の希望に応じた就業の機会を確保し、組織的に提供することなどにより、社会参加活動を援助し、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行っております。そのため、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務や、市民生活をサポートする業務を受注しております。

新型コロナウイルス等の感染症が発生する中においても、四街道市民の生活や四街道市とその関係諸団体ならびに企業等の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する、その一翼を担う者として、高齢者が中心となる団体であることを認識した上で、感染拡大防止対策に努めつつ、できる限り業務を継続するため、新型コロナウイルス等感染防止対策ガイドラインを定め、実情に応じて次のような措置を講じることといたします。

基本的方針

- 1 原則として、四街道市の掲げる施策を遵守する。
- 2 感染予防の徹底、感染拡大の防止に努める。
- 3 業務は継続を原則とし、その方法を模索する。
- 4 発注者への業務継続体制を整える。
- 5 本ガイドラインの改廃は、その緊急性を考慮し、センター理事職務権限規程の定めに基づき三役会が行い、理事会に報告することとする。

感染防止のための基本的な考え方

シルバー人材センター事業の性格から、原則として会員、職員ともにひとり一人が自覚と責任をもって努めます。

会員は、日常生活や就業現場における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の現場の特性に応じた感染リスクを考え、それに応じた対策を講ずることとします。

事務局は、感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、職員への感染予防策の徹底、職場環境における対策の充実などに努めるものとしします。

共通して、感染症の発生・拡大状況を踏まえ、段階的（表1）に具体策を励行いたします。

対応レベルの判断は、会長が事務局等から提出される情報等をもとに判断し、三役会ならびに理事会に報告するものといたします。

表1

| 対応レベル | 発生段階 | 備考 |
|-------|----------------|-----------------------|
| レベル0 | 未発生期 | 平常時 |
| レベル1 | 海外発生期 | 海外での発生 |
| レベル2 | 国内発生早期 | 国内で1例目発生 |
| レベル3 | 小康期 | 患者の発生が減少し低い水準で停滞 |
| レベル4 | 再燃期 | 患者の発生が再度増加傾向 |
| レベル5 | 感染拡大期・まん延期・回復期 | 緊急事態宣言発出時・解除時とその前後の時期 |

各対応レベルにおける、感染防止の具体策の重要度



- 厳守 …… 規則や約束の時間、秘密などを厳しく守ることの意。
- 遵守 (順守) …… 規定・道徳・法律などに背かずよく守ることの意。
- 注意 …… 悪い事態にならないように、気持ちを集中させて用心することの意。
- 留意 …… 物事を心にとどめて常に気を付けることの意味。


人との接触を **8割減らす**、**10のポイント**

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守るよう、日常生活を見直してみましょう。


1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間、**
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**
定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
持ち帰り、
宅配も



9 仕事は**在宅勤務**
通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い**密閉空間**
2. 多数が集まる**密集場所**
3. 間近で会話や発声をする**密接場面**

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

感染防止の具体策

A 感染防止対策の体制

- ① 三役会（会長・副会長・常務理事）が率先し、理事会と連携を図り、感染防止のための対策の策定・変更について検討いたします。
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、四街道市の施行する対策を踏まえ、関連諸団体との連携を図ります。
- ③ 国、千葉県、四街道市、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会、他市区町村のシルバー人材センターなどを通じ、できる限り正確な情報を収集し、活用します。

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | ○ | ● | ☆ | ☆ | ★ |
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |

各ページの左側に、感染防止の具体策が記載されています。
右表の各段と相對します。

意識の高揚を図るため、印を4段階の重要度に分けております。
印の種類（厳守・遵守・注意・留意）に限らず、
何かしらの印がついた段階を、対応を検討・開始する目安とします。
印が無い段階でも、必要に応じて対応を開始する場合があります。

感染防止の具体策

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

A 感染防止対策の体制

- ① 三役会（会長・副会長・常務理事）が率先し、理事会と連携を図り、感染防止のための対策の策定・変更について検討いたします。
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、四街道市の施行する対策を踏まえ、関連諸団体との連携を図ります。
- ③ 国、千葉県、四街道市、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会、他市区町村のシルバー人材センターなどを通じ、できる限り正確な情報を収集し、活用します。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | ○ | ● | ☆ | ☆ | ★ |
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

B 健康管理

- ① 就業前又は出勤前に、体温や感染が疑われる症状の有無を確認し、体調の思わしくない場合には、就業の中止または休暇の取得を奨励します。
- また、就業中または勤務中に体調が悪くなった会員・職員は、発注者等と協議の上、必要に応じ、直ちに帰宅させ自宅待機とします。
- ② 発熱などの症状により、自宅で待機・療養することとなった会員または職員は、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、就業または出勤の判断を行う際には、下表を参考にします。
- 症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を推奨します。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |

発熱や風邪症状を認める者の復帰の目安

次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している

2) 薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも 3 日が経過している

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと

3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと

ヨーロッパ CDC の隔離解除基準のうち Mild suspected or confirmed COVID-10 cases を参照した

一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会

「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」より

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

C 就業途上・通勤

- ① 発注者と協議または事前連絡による相談等を行い、自家用車など公共交通機関を使わずに移動できる会員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、途上災害の防止に留意しつつ対応します。
- ② 事務局の職員については、時差出勤、ローテーション勤務（出勤日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図ります。
- ③ 自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる事務局職員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつ、これを承認します。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | - | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | - | ☆ | ★ | ★ |

D 就業・勤務

- ① できる限り2m（最低でも1m）を目安に、一定の距離を保てるよう作業方法や人員配置等について最大限の見直しを図ります。
就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。
- ② 始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどの配置、水道が使用できない環境では、手指消毒液を配置するよう努めます。
就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。
- ③ 就業中または勤務中のマスクなどの着用を促します。
- ④ 飛沫感染防止のため、座席配置などは広々と設置する、仕切りのない対面の座席配置は避け可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫（その場合でも最低1mあけるなどの対策を検討する）します。
就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

- ⑤ 窓が開く場合、1時間に2回以上窓を開け換気し、建物全体や個別の作業スペースの換気に努めます。ただし、機械換気の場合は窓放と併用不要とします。
就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。
- ⑥ 複数で共用する物品や手が頻回に触れる箇所を、工夫して最低限にするよう努めます。
- ⑦ 人と人が頻繁に対面する必要がある場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽します。
就業現場においては、これらを発注者と協議し実施に努めます。
- ⑧ 役職員等の外勤は、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないように努めます。
- ⑨ 役職員等の出張は、地域の感染状況に注意し不急の場合は見合わせます。
- ⑩ 役職員等の外勤時や出張時には、面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残します。
- ⑪ 会議やイベントは、その緊急性と重要性を考慮し、開催を延期または中止します。
- ⑫ 定時総会については、委任状または議決権行使書の提出を促すなどにより、来場者のない形での開催に努めます。
- ⑬ 理事会は、審議の内容等について、その緊急性と重要性を考慮し、開催を中止または決議の省略の方法により開催します。
- ⑭ 会議を開催する場合は、マスクを着用し、換気に留意するとともに、椅子を減らす、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫します。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ○ | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | - | ★ | ★ | ★ |
| - | - | - | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ○ | ☆ | ★ | ★ |

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

- ⑮ センター以外の主催する会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討した上で、参加する場合は最小人数とし、マスク着用を励行します。
- ⑯ 単発の受注においては、発注者と必ず事前連絡（就業前：電話連絡が理想的）を行い、就業の是非を確認し、延期または中止を協議します。
- ⑰ 単発の受注においては、発熱（37.5℃以上）や風症状などがある場合は、事前連絡（就業前：電話連絡が理想的）を行い、発注者と就業日の延期等を協議します。
- ⑱ 事務局の入室人数を制限します。
- ⑲ 小規模（出席者が5人以下を目安とする。）な会議等は、その緊急性と重要性を考慮した上で、換気や距離が確保できる場所を確保できた場合に限り開催します。
- ⑳ 事務局は、会長の承認のもと、会員ならびに発注者の意思を尊重し、受注調整等の必要な措置を講じます。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | - | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

E 休憩・休憩スペース

- ① 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒します。
- ② 入退室の前後に、手洗いを徹底します。
- ③ 喫煙を含め、休憩、休息をとる場合には、できる限り2mを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩時間をずらすなどの工夫を講じます。
- ④ 屋内休憩スペースについては、スペース確保や常時換気が行われているか、3つの密を防ぐことができるかなどを確認、またはそれらを留意した後に使用します。
- ⑤ 食堂などで飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2mを目安に距離を確保するよう努めます。
施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮します。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

F トイレ・洗面所等

- ① 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数使用がする場所は、清拭消毒を行います。
就業現場においては、これらを発注者と協議し同様の対応に努めます。
- ② 便器に蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すよう努めます。
- ③ ハンドドライヤーの利用はやめ、共通のタオルは使用しないようにする。ペーパータオルが設置されていればそれを使用し、または個人用タオルを持参するようにします。
- ④ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ります。
- ⑤ ゴミを回収する場合は、マスクや手袋を着用します。
- ⑥ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗います。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

G 感染防止策の啓発等

- ① 感染防止対策の重要性を理解していただくよう、日常生活を含む行動変容を促します。
このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」などを周知する取り組みを行います。
- ② 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する際の、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内などの密閉空間での会話をしないなどについて、啓発等に努めます。
- ③ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者とその家族・児童等の人権を配慮します。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等から回復した会員や職員とその関係者が、差別されることなどのないよう周知啓発し、円滑な復帰のために十分な配慮を行うよう努めます。
- ⑤ 発熱や味覚傷害、嗅覚障害といった、新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、就業の停止や休暇制度の利用を奨励します。
- ⑥ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を奨励（職員の場合は指示）します。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | - | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

H 会員もしくは職員の感染者が確認された場合の対応

- ① 保健所、医療機関の指示に従います。
- ② 国、千葉県、四街道市、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会等から指示された手続きを行います。
- ③ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の職員に自宅待機させることなどを検討します。
就業現場においては、これらを発注者と協議し、同様の対応を検討します。
- ④ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意します。
なお、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱うよう努めます。
- ⑤ センター内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行います。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |
| - | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |
| - | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |
| - | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |
| - | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |

I 就業先で会員以外の感染者が確認された場合の対応

- ① 保健所、医療機関および発注者の指示に従います。
- ② 施設の場合は、施設管理者の指示に従います。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |
| - | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ |

厳守★ 遵守☆ 注意● 留意○

J その他

- ① 職群班、地域班、各委員会、事務局の単位で適宜協議を行い、ガイドラインに記載のない対策であっても、必要に応じ講じることとします。その場合においては、必ず会長に報告することとします。
- ② 就業中または勤務中にかかわらず、日常生活においてもガイドラインに記載された感染防止対策を実践するよう努めます。
- ③ マスクの着用による熱中症の発生を警戒し、意識して水分補給を行うよう努めます。

| レベル0 | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | レベル5 |
|------|------|------|------|------|------|
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| - | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |
| ○ | ○ | ● | ☆ | ★ | ★ |